

長浜市告示第85号

長浜市新生児聴覚検査事業実施要綱（令和7年長浜市告示第97号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月18日

長浜市長 浅見 宣義

第2条第4項を削り、同条を第2条の2とし、第1条の次に次の1条を加える。

（対象者）

第2条 新生児聴覚検査は、生後3か月未満の児に対して実施するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、生後6か月未満の児を対象とすることができる。

第3条を次のように改める。

（助成対象者）

第3条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、新生児聴覚検査を受診した新生児の保護者とする。ただし、当該新生児及びその保護者のいずれもが新生児聴覚検査当日に本市に住所を有する場合に限る。

第4条中「受診新生児」を「新生児」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに新生児聴覚検査を受診した新生児に対する助成金の取扱いについては、なお従前の例による。